

高槻市地域防災計画

令和6年2月

高槻市防災会議

本 編 目 次

第1編 総 則

第 1 章 総 則

第1節 目的等	総 3
第1 計画の目的	
第2 災害想定	
第2節 防災・減災の基本的方針	総 4
第3節 高槻市の概況	総 6
第1 自然的条件	
第2 社会的条件	
第4節 防災関係機関の業務大綱	総 8
第1 防災関係機関の業務	
第5節 住民、事業者の基本的責務	総 22
第1 住民の基本的責務	
第2 事業者の基本的責務	
第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携	
第6節 計画の修正	総 24

第2編 災害予防対策

第 1 章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備	予 3
第1 組織体制の整備	
第2 防災拠点の確保・充実	
第3 装備資機材等の備蓄	
第4 防災訓練の実施	
第5 広域防災体制の整備	
第6 人材の育成	
第7 防災に関する調査研究の推進	
第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備	
第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策	
第10 事業者、ボランティアとの連携	
第2節 情報収集伝達体制の整備	予 13
第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備	
第2 情報収集伝達体制の強化	
第3 災害広報体制の整備	
第4 高槻市議会との連携等	
第3節 消火・救助・救急体制の整備	予 17
第1 消防力及び応援体制	
第2 連携体制の整備	
第4節 災害時医療体制の整備	予 19
第1 災害医療の基本的考え方	
第2 医療情報の収集・伝達体制の整備	
第3 現地医療体制の整備	

第4	後方医療体制の整備	
第5	医薬品等の確保体制の整備	
第6	患者等搬送体制の確立	
第7	個別疾病対策	
第8	関係機関協力体制の確立	
第9	医療関係者に対する訓練等の実施	
第5節	緊急輸送体制の整備	予 23
第1	陸上輸送体制の整備	
第2	航空輸送体制の整備	
第3	水上輸送体制の整備	
第4	輸送手段の確保	
第5	交通規制・管制の整備	
第6節	避難受入れ体制の整備	予 25
第1	避難地、避難路の選定	
第2	避難地及び避難路の安全性の向上	
第3	指定避難所及び指定緊急避難場所の指定、整備	
第4	避難指示等の事前準備	
第5	避難誘導體制の整備	
第6	広域避難体制（大規模水害・土砂災害時）の整備	
第7	被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の整備	
第8	応急仮設住宅等の事前準備	
第9	斜面判定制度の活用	
第10	罹災証明書の発行体制の整備	
第11	災害ケースマネジメント体制の整備	
第7節	緊急物資確保体制の整備	予 32
第1	給水体制の整備	
第2	食料・生活必需品の確保	
第8節	ライフライン確保体制の整備	予 35
第1	水道（市）	
第2	下水道（市）	
第3	電力（関西電力送配電株式会社大阪北本部 高槻配電営業所）	
第4	ガス（大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部）	
第5	電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）	
第6	住民への広報	
第7	倒木等への対策	
第9節	交通確保体制の整備	予 40
第1	鉄軌施設（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社）	
第2	道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）	
第10節	避難行動要支援者への支援体制の整備	予 41
第1	避難行動要支援者（災害時要援護者）に対する支援体制整備	
第2	二次避難所（福祉避難所）の指定	
第3	外国人に対する支援体制整備	
第4	その他の要配慮者に対する配慮	

第 11 節	帰宅困難者支援体制の整備	予 44
第 1 節	帰宅困難者対策の普及・啓発活動	
第 2 節	駅周辺における滞留者の対策	
第 3 節	道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発	
第 4 節	代替輸送確保の仕組み（バス等）	
第 5 節	徒歩帰宅者への支援	
第 2 章	地域防災力の向上	
第 1 節	防災意識の高揚	予 49
第 1 節	防災知識の普及啓発等	
第 2 節	防災教育	
第 3 節	災害教訓の伝承	
第 2 節	自主防災体制の整備	予 53
第 1 節	地区防災計画の策定等	
第 2 節	市民防災組織（自主防災組織）の育成	
第 3 節	事業者による自主防災体制の整備	
第 4 節	救助活動の支援	
第 3 節	ボランティアの活動環境整備	予 57
第 4 節	企業防災の促進	予 58
第 5 節	市内大学等との連携	予 60
第 3 章	災害予防対策の推進	
第 1 節	都市の防災機能の強化	予 63
第 1 節	防災空間の整備	
第 2 節	都市基盤施設の防災機能の強化	
第 3 節	計画的な市街地整備	
第 4 節	建築物の安全性に関する指導等	
第 5 節	空き家等の対策	
第 6 節	文化財	
第 7 節	ライフライン災害予防対策	
第 8 節	災害発生時の廃棄物処理体制の確保	
第 9 節	放送施設災害予防対策	
第 2 節	地震災害予防対策の推進	予 70
第 1 節	地震被害想定	
第 2 節	地震観測体制の整備	
第 3 節	住宅・建築物等の耐震化の促進	
第 4 節	土木構造物の耐震対策等の推進	
第 5 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
第 3 節	水害予防対策の推進	予 76
第 1 節	洪水対策	
第 2 節	雨水出水対策	
第 3 節	水害減災対策	
第 4 節	ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策	
第 5 節	地盤沈下対策	
第 4 節	土砂災害予防対策の推進	予 79

第1	土砂災害警戒区域等における防災対策	
第2	山地災害対策	
第3	宅地造成及び盛土等対策	
第4	道路防災対策	
第5節	危険物等災害予防対策の推進	予 81
第1	危険物災害予防対策	
第2	高圧ガス・火薬類・毒物劇物災害予防対策	
第6節	放射線災害予防対策	予 83
第1	放射線災害予防対策の推進	
第2	原子力施設における事故等への対応	
第7節	火災予防対策の推進	予 85
第1	建築物等の火災予防	
第2	林野火災予防	

第3編 災害応急対策

第1章 活動体制の確立

第1節	組織動員	応 3
第1	災害時の組織及び配備体制	
第2	防災関係機関の組織動員配備体制	
第2節	自衛隊の災害派遣	応 8
第1	知事等の派遣要請	
第2	自衛隊の自発的出動基準	
第3	派遣部隊の受入れ	
第4	派遣部隊の活動内容	
第5	撤収要請	
第6	自衛隊派遣要請系統図	
第3節	広域応援等の要請・受入れ・支援	応 11
第1	大阪府知事等に対する要請等	
第2	応援・支援の受入れ体制	
第3	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の応援要請	
第4	応急対策職員派遣制度に基づく支援	
第4節	災害緊急事態	応 13

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第1節	警戒期の情報伝達	応 17
第1	気象予警報等の伝達	
第2	土砂災害警戒情報の伝達	
第3	地震情報	
第4	キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等	
第5	住民への周知	
第2節	警戒活動	応 29
第1	気象観測情報の収集伝達	
第2	水防警報及び洪水予報、水位到達情報等	
第3	水防活動	
第4	土砂災害警戒活動	

第5	異常現象発見時の通報	
第6	ライフライン・交通等警戒活動	
第7	物資等の事前状況確認	
第8	ホットライン	
第3節	発災直後の情報収集伝達	応 34
第1	情報収集の方法	
第2	大阪府への報告	
第3	人的被害状況等の報告	
第4	通信手段の確保	
第4節	災害広報	応 39
第1	災害モード宣言	
第2	災害広報	
第3	報道機関との連携	
第4	広聴活動の実施	

第3章 消火、救助、救急、医療救護

第1節	消火・救助・救急活動	応 45
第1	市・消防本部	
第2	消防署・消防団の活動	
第3	相互応援	
第4	各機関による連絡会議の設置	
第5	市民防災組織	
第6	惨事ストレス対策	
第2節	医療救護活動	応 48
第1	医療情報の収集・提供活動	
第2	現地医療対策	
第3	後方医療対策	
第4	医薬品等の確保・供給活動	
第5	個別疾病対策	

第4章 避難行動

第1節	避難誘導	応 53
第1	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	
第2	洪水、土砂災害における避難情報の発令	
第3	住民への周知	
第4	避難者の誘導等	
第5	広域避難	
第6	避難者の運送	
第7	警戒区域の設定	
第2節	指定避難所の開設・運営等	応 58
第1	指定避難所の開設	
第2	指定避難所の管理、運営	
第3	指定避難所の早期解消のための取組み等	
第3節	避難行動要支援者への支援	応 63

第1	避難行動要支援者の被災状況の把握等	
第2	被災した避難行動要支援者への支援活動	
第4節	広域一時滞在への対応	応 65

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第1節	交通規制・緊急輸送活動	応 69
第1	陸上輸送	
第2	水上輸送	
第3	航空輸送	
第2節	交通の維持復旧	応 71
第1	交通の安全確保	
第2	交通の機能確保	

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第1節	公共施設応急対策	応 77
第1	公共土木施設等（河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁・道路施設など）	
第2	公共建築物	
第3	応急工事	
第2節	民間建築物等応急対策	応 79
第1	民間建築物等	
第2	危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設、放射線施設）	
第3	文化財	
第3節	ライフライン・放送の確保	応 80
第1	被害状況の報告	
第2	ライフライン事業者における対応	
第3	放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）	
第4節	農林関係応急対策	応 84
第1	農地等	
第2	山林等	
第3	農林業用施設	
第4	治山対策	

第7章 林野火災・大規模火災対応

第1節	林野火災	応 87
第1	火災通報等	
第2	活動体制	
第3	他機関との連絡調整	
第2節	大規模火災	応 88
第1	活動体制	
第2	他機関との連絡調整	

第8章 被災者の生活支援

第1節	支援体制	応 91
-----	------	------

第2節	住民等からの問い合わせ	応 92
第3節	災害救助法の適用	応 93
第1	災害救助法による救助の内容	
第2	災害救助法の適用手続	
第4節	緊急物資の供給	応 94
第1	物資等の運送要請	
第2	給水活動	
第3	食料・生活必需品の供給	
第5節	住宅の応急確保	応 96
第1	被災住宅の応急修理	
第2	住居障害物の除去	
第3	応急仮設住宅の借上げ	
第4	応急仮設住宅の建設	
第5	応急仮設住宅の運営管理	
第6	公共住宅への一時入居	
第7	住宅に関する相談窓口の設置等	
第6節	応急教育	応 98
第1	教育施設の応急復旧	
第2	応急教育体制の確立	
第3	就学援助等	
第7節	自発的支援の受入れ	応 100
第1	ボランティアの受入れ	
第2	義援金品の受付・配分	
第3	海外からの支援の受入れ	
第4	日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等	

第9章 社会環境の確保

第1節	保健衛生活動	応 107
第1	防疫活動	
第2	食品衛生監視活動	
第3	被災者の健康維持活動	
第4	保健衛生活動における連携体制	
第5	動物保護等の実施	
第2節	廃棄物の処理	応 110
第1	し尿処理	
第2	ごみ処理	
第3	災害廃棄物等処理	
第3節	遺体対策	応 112
第1	初期活動	
第2	遺体の処置	
第3	遺体の身元確認	
第4	火葬の執行	
第4節	社会秩序の維持	応 114
第1	住民への呼びかけ	

- 第2 警戒活動の強化
- 第3 暴力団排除活動の徹底
- 第4 物価の安定及び物資の安定供給

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

- 第1章 総則 ……………付1-3
 - 第1 目的
 - 第2 基本方針
- 第2章 東海地震注意報発令時の措置 ……………付1-7
 - 第1 警戒態勢の準備
- 第3章 警戒宣言が発せられたときの対応措置 ……………付1-11
 - 第1 情報の伝達
 - 第2 警戒態勢の確立

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

- 第1章 総則 ……………付2-3
 - 第1 推進計画の目的
 - 第2 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定
 - 第3 関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱
- 第2章 南海トラフ地震関連情報発表時の措置 ……………付2-7
 - 第1 南海トラフ地震関連情報の種類及び発表条件について
- 第3章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の措置 …付2-11
 - 第1 配備体制
 - 第2 災害応急対策をとるべき期間等
 - 第3 市の管理施設に対する措置
 - 第4 市民への広報
 - 第5 水道
 - 第6 電力（関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所）
 - 第7 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部）
 - 第8 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）
 - 第9 警備対策
- 第4章 南海トラフ地震関連情報（巨大地震注意）が発表された場合の措置 …付2-17
 - 第1 配備体制
 - 第2 災害応急対策をとるべき期間等
 - 第3 市の措置
- 第5章 南海トラフ地震関連情報（調査中）が発表された場合の措置 ……………付2-21
 - 第1 配備体制

第 6 章	関係者との連絡協力の確保	付 2-25
第 1	資機材、人員等の配備手配	
第 2	他機関に対する応援要請	
第 3	帰宅困難者への対応	
第 7 章	地震発生時の応急対策等	付 2-29
第 1	組織	
第 2	地震発生時の応急対策	
第 8 章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	付 2-33
第 1	市職員に対する防災知識の普及	
第 2	住民への広報	
第 3	児童生徒に対する教育	
第 4	防災上重要な施設管理者に対する教育	
第 9 章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	付 2-37
第 1	計画対象事業	
第 10 章	防災訓練計画	付 2-41
第 1	防災訓練の実施	
第 11 章	南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止	付 2-45
第 1	南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応	
第 2	東海地震関連情報が発表された場合への対応	

第 4 編 事故等災害応急対策

第 1 節	鉄道災害応急対策	事 3
第 1	鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社）の災害応急対策	
第 2	情報収集伝達体制	
第 2 節	道路災害応急対策	事 4
第 1	道路管理者（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）の災害応急対策	
第 2	情報収集伝達体制	
第 3 節	危険物等災害応急対策	事 6
第 1	危険物災害応急対策	
第 2	高圧ガス・火薬類・毒物劇物災害応急対策	
第 4 節	高層建築物等災害応急対策	事 8
第 1	市・消防本部	
第 2	大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部	
第 3	高層建築物等の管理者等	
第 5 節	放射線災害応急対策	事 10
第 1	災害状況の報告	
第 2	災害時の連絡体制	
第 3	広報	

第4	住民の避難等及び立入制限	
第5	災害時における消防活動	
第6	その他	
第6節	その他災害応急対策	事 13
第7節	災害対策本部の設置	事 14

第5編 災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧対策

第1節	復旧事業の推進	復 3
第1	被害の調査	
第2	公共施設等の復旧	
第3	激甚災害の指定	
第4	激甚災害指定による財政援助	
第5	特定大規模災害	
第2節	被災者の生活再建等の支援	復 4
第1	被災者支援対策会議の設置	
第2	災害弔慰金等の支給	
第3	災害援護資金・生活資金等の貸付	
第4	災害見舞金等	
第5	罹災証明書の交付	
第6	被災者台帳の作成	
第7	租税等の減免及び徴収猶予等	
第8	雇用機会の確保	
第9	住宅の確保等	
第10	被災者生活再建支援金	
第3節	中小企業の復旧支援	復 10
第1	市の措置	
第4節	農林関係者の復旧支援	復 11
第1	市の措置	
第5節	ライフライン等の復旧	復 12

第2章 災害復興対策

第1節	復興の基本方針	復 17
第1	復興対策本部の設置	
第2	復興計画の策定	
第3	復興計画で定める事項	